

横須賀上下水道
イメージキャラクター
「アクアン」

横須賀市の水道・下水道に関する

お客さまアンケート

平成 27 年（2015 年）1 月
横須賀市上下水道局

日ごろから横須賀市の水道・下水道をご利用いただき、誠にありがとうございます。

上下水道局では、平成 23 年度（2011 年度）から平成 33 年度（2021 年度）までの 11 年間の計画期間とする「水道事業・下水道事業マスタープラン（2011～2021）」を策定し、「お客さまの快適で安心できる暮らしと良好な水循環づくりに貢献する」ことを実現するための取組みを始めています。

このマスタープランを実行していくにあたり、お客さまのご意見を事業運営に反映させるため、アンケート調査を実施させていただくことになりました。

本アンケートは、横須賀市で水道・下水道をご利用いただいている約 16 万世帯のうち、コンピューターにより無作為に選び出した 2,000 世帯の皆さまにお送りしています。

ご多忙中とは存じますが、調査の趣旨をご理解のうえ、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

なお、誠に勝手ながら、ご回答いただいたアンケート調査票は、

平成 27 年（2015 年）2 月 12 日（木）まで

に、同封の返信用封筒でご返送くださいますようお願い申し上げます。（切手は不要です）

（お問い合わせ先）

横須賀市上下水道局経営部

経営計画課 経営企画担当

〒238 - 8550 横須賀市小川町 11 番地

TEL : 046 - 822 - 9840 FAX : 046 - 822 - 2442

E-Mail : mpd-ws@city.yokosuka.kanagawa.jp

個人情報の保護について

1. アンケートの結果は、統計的に処理し、調査目的以外には使用いたしません。個人を特定する情報がいかなる場合にも表記されることはなく、情報管理、個人情報の保護を含め、皆さまにご迷惑をおかけすることは一切ございません
2. 統計的に処理した結果については、後日ホームページ等で公表する予定です。（過去の結果は、横須賀市上下水道局ホームページでご覧いただけます。）

ネットで検索

横須賀上下水道アンケートの広場

検索

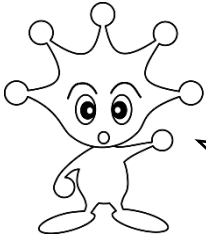
でアクセス

調査票記入上のお願い

1. アンケートは無記名でご回答いただきますので、率直なご意見をお書きください。
2. アンケートのご記入につきましては、できましたらご家庭の水使用状況をご存じの方にご記入いただきますよう、お願いいたします。
3. 回答は、基本的に該当する番号を○で囲んでください。
4. 回答は、1つだけ○をするものと、いくつでもよい場合がありますのでご注意ください。
5. 回答が「その他」の場合は、具体的な内容をご記入ください。

パンフレットの同封について

アンケートの参考として、また、横須賀市の水道・下水道の広報として「横須賀の上下水道」と「横須賀市内の応急給水拠点」のパンフレットを同封させていただきました。ぜひ、ご覧ください。



節水意識についてうかがいます。

上下水道局では、お客さまの節水意識について確認し、今後の水需要の予測に役立てたいと思います。

問3 節水は、必要だと思えますか。(あてはまるもの1つに○)

1	2	3	4	5
とても思う	なんとなく思う	どちらとも いえない	あまり思わない	まったく 思わない

【問3で「1. とても思う」「2. なんとなく思う」とお答えになった方にお伺いします】

問3-2 日常生活において、節水を心がけているときは、いつですか。(あてはまるものすべてに○)

1. 風呂に入るとき	2. 台所を使うとき
3. 洗面所を使うとき	4. 洗濯するとき
5. トイレを使うとき	6. 掃除するとき
7. その他 ()	

【問3で「1. とても思う」「2. なんとなく思う」とお答えになった方にお伺いします】

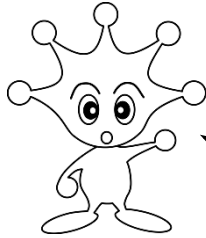
問3-3 節水をするきっかけは、何でしたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 水道料金などを抑えるため	2. 今後、消費税率が引き上げられるため
3. 水は限りある大切な資源だと思うため	4. 渇水の状況をテレビ・新聞等で見たため
5. その他 ()	

【問3で「1. とても思う」「2. なんとなく思う」とお答えになった方にお伺いします】

問3-4 具体的にどのような節水方法を行っていますか。(あてはまるものすべてに○)

1. シャワーの水を出しっぱなしにしない
2. 風呂の残り湯を洗濯や掃除に使用する
3. 野菜などを洗うときは、水を出しすぎないようにする
4. 食器を洗うときは、つけ置き洗いをする
5. トイレの大と小のレバーを使い分ける
6. 節水機器を使っている
7. その他 ()



広報についてうかがいます。

上下水道局は「広報の充実」に取り組み、「お客さまの知りたい情報の提供」、「お客さまの声が反映された事業運営」を目指しています。

「水道使用量のお知らせ」の見本（平成26年11月までの旧様式）をご覧になり、ご回答ください。
 なお、平成26年12月からは、見本とは異なる新しい様式でお届けしています。

(見本)

水道料金及び下水道使用料には、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額が含まれています。再生紙を使用しています。

水道料金のお知らせ
 Notice of water usage

お客様番号/Customer No. 1234567-01

〇〇〇町1-1-1

水道 太郎様

平成19年5月検針分	前回検針日 平成18年3月1日 今回検針日 平成19年5月2日	口径 13 mm メーター番号 111111
請求予定金額 NextBill	1,889円	使用水量 Units of water
水道料金 内消費税等相当額	1,889円 89円	今回指針 前回指針
		20 ^m ³ 797 777

ご参考までに昨年5月検針分の使用水量は 31^m³でした。

水道料金・使用水量についてのお問い合わせは
 横浜質市上下水道局検針・収納事務受託者
 第一環境株式会社 横浜質営業所
 TEL 046-823-3232

検針電話 1000-01-1111-11 検針員 水道(花)

☆☆ 水道料金のお支払いは、便利な「口座振替」で！！ ☆☆

水道料金・下水道使用料のお支払いには、便利な「口座振替」をご利用ください。
 お申し込みは、この水道使用量のお知らせと預金通帳及び預金通帳に使用している印鑑をご持参のうえ金融機関へお申し込みください。

横浜質市上下水道局 TEL 046-823-2125 (代)
 水道料金・下水道使用料のお問い合わせは・・・第一環境(株) TEL 046-823-3232

このお知らせ票ではお支払いはできません。また、検針員が料金を収納することはできません。
 電話番号のおかけ間違いのないようご注意ください。

(表)

水道メーターの検針・料金の収納に関するお問い合わせや、引っ越しの際の連絡先は…

はなごころのみずみずみ
 お問い合わせは、☎046-823-3232
 電話受付時間：年中無休 8:00~21:00

上下水道局お客様料金サービスセンター

横浜質市若松町2-30 モアーズシティ7階(役所屋中央店内)
 窓口営業時間：原則年中無休(モアーズの休館日のみ休み)
 10:00~21:00

横浜質市上下水道局検針・収納事務受託者
 第一環境株式会社 横浜質営業所

横浜質市日の出町1-12
 窓口営業時間：平日(月~金) 8:30~17:00
 土曜日 9:00~12:00
 ※上記サービスセンターと第一環境(株)は、共通の電話番号です。

お願い
 ○次のような時は、お客様料金サービスセンター：TEL 046-823-3232
 または上下水道局料金課までご連絡ください。
 ・水道を新しくお使いになるとき
 ・転居等で水道を使わなくなるとき(5日くらい前までに)
 ・水道の使用量が変更するとき

横浜質市上下水道局ホームページアドレス
<http://www.water.yokosuka.kanagawa.jp>

(裏)

この「水道使用量のお知らせ」は、検針のときに水道料金などをお知らせするものであります。

問4 この「水道使用料のお知らせ」を見たことは、ありますか。(あてはまるもの1つに○)

- | | | | |
|--------|-------|---------|---------|
| 1 | 2 | 3 | 4 |
| よく見ている | たまに見る | 見たことはある | 見たことはない |

【問4で「1. よく見ている」「2. たまに見る」「3. 見たことはある」とお答えになった方にお伺いします】

問4-2 「水道使用量のお知らせ」の裏面には、昨年、下記の内容について、ご案内しましたが、見たことがありますか。(あてはまるものすべてに○)

1. 2・3月 下水道使用料改定のお知らせ(値上げについて)
2. 4・5月 消費税等改正のお知らせ
3. 6・7月 下水道使用料改定のお知らせ(値上げについて)
4. 8・9月 下水道使用料改定のお知らせ(日割り計算について)
5. 10・11月 納入通知書と水道使用量のお知らせのご案内

問5 「水道使用量のお知らせ」の裏面に載せてもらいたい情報は、ありますか。
(あてはまるものすべてに○)

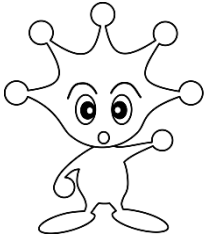
1. 水道水や水源の水質のこと
2. 災害対策のこと
3. 水道料金・下水道使用料のこと
4. 下水道の放流水や川・海の水質のこと
5. お客様料金サービスセンターのご案内のこと
6. その他 ()

問6 今回の下水道使用料改定について、お伺いします。

平成26年10月より下水道使用料を改定することになりました。この改定について、何をもって知ることになりましたか。

(あてはまるものすべてに○)

1. 広報よこすか
2. 各戸に配布したチラシ
3. 水道使用量のお知らせ
4. ホームページ
5. その他 ()



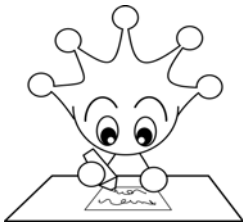
下水道事業についてうかがいます。

上下水道局は、「河川、海などの公共用水域の水質向上」を図り、「水環境や水循環の保全」を目指しています。

問 10 トイレや台所、お風呂などから流れた汚水は汚水管で、雨どいなどからの雨水は雨水管で、宅地外へ排除することになっています。

しかし、汚水を流し込むべき汚水管に雨水が流入することによって、引き起こされる問題があります。その問題について、知っていましたか。(あてはまるものすべてに○)

1. 雨天時に道路上のマンホールや宅地内のますから汚水があふれたりすること。
2. 雨天時に下水量が増加することにより、下水浄化センターでの処理に支障をきたすこと。
3. 下水浄化センターで処理に要する費用は、下水道使用料で賄われているため、処理する必要のない雨水が流入すると、下水道使用料の負担増につながること。
4. その他 ()



汚水とは、トイレや台所、お風呂などから流れた、汚れた水のことです。

問 11 台所からの排水方法について、お伺いします。

あなたは、台所から排水するとき、次のことに注意していますか。

使用済みの天ぷら油を流さない。(あてはまるもの1つに○)

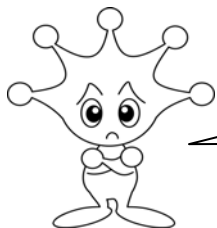
- | | | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 1
いつも
実行している | 2
ときどき
実行している | 3
あまり
実行していない | 4
まったく
実行していない |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|

問 11-2 流しに水切り袋などを置き、生ゴミなどを流さない。(あてはまるもの1つに○)

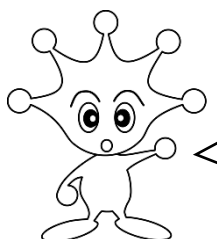
- | | | | |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|
| 1
いつも
実行している | 2
ときどき
実行している | 3
あまり
実行していない | 4
まったく
実行していない |
|--------------------|---------------------|---------------------|----------------------|

問 11-3 鍋や食器についた汚れを拭いてから洗う。(あてはまるもの1つに○)

1 いつも 実行している	2 ときどき 実行している	3 あまり 実行していない	4 まったく 実行していない
--------------------	---------------------	---------------------	----------------------



天ぷら油や生ごみを流すと、下水道管のつまりや悪臭の原因となります。



水道事業・下水道事業の費用負担についてうかがいます。

上下水道局は、「老朽化した施設の改築更新」に取り組み、「止まらない水道・下水道」を目指しています。

問 12 水道事業は、昭和 52 年度にほぼ全世帯に普及し、平成 20 年度に給水開始 100 周年を迎えました。また、下水道事業も昭和 38 年に本格的な建設を開始し、平成 17 年度には市街化区域内のほぼ全世帯が下水道を利用できるようになりました。

今後、安定した水道水の供給や下水処理のためには、老朽化した施設の維持管理や改築更新が必要になります。

そこで、安定した水道水の供給・下水処理と費用負担について、どのように思いますか。

(あてはまるもの1つに○)

1. 日常生活に欠かせないライフラインなので、老朽化した施設の維持管理や改築更新の費用を水道料金・下水道使用料で賄うのは仕方がない。
2. 今後の施設配置の見直しなどにより、維持管理の効率化を図ったうえで、水道料金・下水道使用料を設定してもらいたい。
3. 日常生活に欠かせないライフラインであるが、水道料金・下水道使用料に影響がない範囲内で、老朽化した施設の維持管理や改築更新を進めてほしい。
4. その他 ()

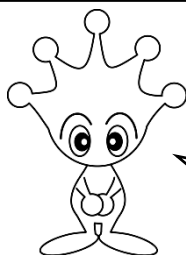
その他、水道・下水道事業に対するご意見やご提案がありましたら、ご自由にご記入ください。

A large, vertically oriented rounded rectangle with a thin black border. Inside the rectangle, there are 18 horizontal dashed lines spaced evenly, providing a guide for writing. The lines are intended for users to provide their comments or suggestions regarding water and sewerage services.

【現在お住まいの地域】

(該当する番号【右側の列】を○で囲んでください)

稲岡町、不入斗町、上町、大滝町、小川町、楠ヶ浦町、坂本町、佐野町、猿島、汐入町、汐見台、新港町、田戸台、鶴が丘、泊町、日の出町、深田台、富士見町、平成町、平和台、本町、望洋台、緑が丘、三春町、安浦町、米が浜通、若松町	➔	1 本庁地区
浦郷町、追浜町、追浜東町、追浜本町、追浜南町、湘南鷹取、鷹取、夏島町、浜見台	➔	2 追浜地区
田浦泉町、田浦大作町、田浦町、田浦港町、長浦町、箱崎町、船越町、港が丘	➔	3 田浦地区
安針台、西逸見町、東逸見町、逸見が丘、山中町、吉倉町	➔	4 逸見地区
阿部倉、池上、大矢部、金谷、衣笠栄町、衣笠町、公郷町、小矢部、平作、森崎	➔	5 衣笠地区
池田町、大津町、桜が丘、根岸町、走水、馬堀海岸、馬堀町	➔	6 大津地区
浦賀、浦賀丘、浦上台、小原台、鴨居、光風台、西浦賀、東浦賀、二葉、南浦賀、吉井	➔	7 浦賀地区
岩戸、内川、内川新田、久比里、久村、久里浜、久里浜台、佐原、神明町、長瀬、ハイランド、舟倉、若宮台	➔	8 久里浜地区
粟田、グリーンハイツ、津久井、長沢、野比、光の丘	➔	9 北下浦地区
秋谷、芦名、太田和、荻野、子安、佐島、佐島の丘、湘南国際村、須軽谷、武、長井、長坂、林、御幸浜、山科台	➔	10 西地区



アンケートは以上です。ご協力ありがとうございました。
同封の返信用封筒でご返送ください。(切手は不要です)